



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）…………… 1

### 告 示

- 公共測量の実施の終了の通知（農地農村整備課）……………19

### 公 告

- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知・6件（道路街路課）……………19
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……………21
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立図書館）……………21
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立図書館）……………23

### 企業局事項

- 特定調達契約に係る落札者の決定・5件……………24

### 収用委員会事項

- 公示による通知……………26

## 規 則

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県規則第44号

#### 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）の一部を次のように改正する。  
第16号様式及び第17号様式を次のように改める。







(裏)

不服の申立て  
この督促について不服があるときは、この督促を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求することができます。

審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を経由して提出してください。

処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があったことを知つた日の翌日から起算して6月以内に沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の1から3までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について  
納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額（1,000円未満の端数は切り捨て、金額が2,000円未満の場合は全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特別基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とし、加算した割合（延滞金特別基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。）を乗じて計算した延滞金を加算されます。

果税の納付方法

下記の金融機関、沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア（全国の店舗）、モバイルレジ（クレジットカード支払い、インターネットバンキング支払い）、下記の電子マネー又は県の機関で納付

- 1 金融機関 琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、ユザ信用金庫、みずほ銀行、沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合、九州信用漁業協同組合連合会沖縄総括支店、鹿児島銀行、全国の地方税統一QRコード対応金融機関
- 2 沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局 ※指定納期限を過ぎるとコンビニエンスストアでは納められません。
- 3 コンビニエンスストア ※指定納期限を過ぎるとコンビニエンスストア、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキ、ファミリーマート、ローソン、セブン-イレブン、ポプラグループ、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキ、アグリマート、ローソン、MMK設置店
- 4 スマートフォンアプリ「モバイルレジ」によるクレジットカード支払い又はインターネットバンキング支払い ※指定納期限を過ぎるとモバイルレジでは納付できません。
- 5 電子マネー スマートフォンアプリによる納付  
LINE Pay 請求書支払い、PayPay請求書支払い、d払い 請求書払い、J-Co.in請求書払い、au PAY（請求書支払い） ※指定納期限を過ぎると電子マネースマートフォンアプリでは納付できません。

- 〒900-0029 那覇市垣町116番地37（南部合同庁舎3階）  
TEL 098-867-1377・1387  
沖縄県那覇県税事務所
- 〒904-2155 沖縄市美原1丁目6番34号（中部合同庁舎1階）  
TEL 098-894-894  
沖縄県コザ県税事務所
- 〒905-0015 名護市大南1丁目13番11号（北部合同庁舎1階）  
TEL 0980-6502・6503  
沖縄県名護県税事務所
- 〒901-2134 浦添市港川500番地の10  
TEL 0980-52-5138  
沖縄県浦添県税事務所
- 〒906-0012 宮古島市平良字西里1125番地（宮古合同庁舎1階）  
TEL 0980-72-2553  
沖縄県宮古県税事務所
- 〒907-0002 石垣市字真栄里438番地の1（八重山合同庁舎1階）  
TEL 0980-82-3045  
沖縄県八重山県税事務所

第78号様式を次のように改める。

第78号様式 (個人事業税用) (表) (用紙 縦11.4センチメートル 横36.8センチメートル)

沖縄県税		沖縄県 県税領収通知書		沖縄県 県税領収証書		沖縄県 県税領収証書		沖縄県 県税領収証書	
加入者名	沖縄県会計管理者	口座番号	納付金額	加入者名	沖縄県会計管理者	口座番号	納付金額	加入者名	沖縄県会計管理者
取納機番	納付番号	確認番号	納付区分	個人事業税	課税番号	課税番号	課税番号	個人事業税	課税番号
一般課税	03	個人事業税	年度等	納付番号	納付金額	納付金額	納付金額	納付金額	納付金額
加入者	加入者	加入者	加入者	加入者	加入者	加入者	加入者	加入者	加入者
ID	C	加入者	払込金額	機関	ID	機関	ID	機関	ID
C	区	区	区	区	区	区	区	区	区
科目	ID	区	区	区	区	区	区	区	区
種類	税C	種類	税C	種類	税C	種類	税C	種類	税C
送付	年度	送付	年度	送付	年度	送付	年度	送付	年度
確認	№	確認	№	確認	№	確認	№	確認	№
余白		余白		余白		余白		余白	
コンビニ		額		額		額		額	
取納		日		日		日		日	
用		付		付		付		付	
納税者		印		印		印		印	
納付内容		金額		金額		金額		金額	

（ご注意）金額を訂正した場合、納付不可。バーコードのない場合、コンビニで納付不可。

（沖縄県又はCVS本部保管）

代付会社 (株) NTTデータ よりまごめ店  
 QRコードを印刷していない場合：あうらちよ銀行福岡支店業務センター  
 QRコードを印刷している場合：あうらちよ銀行公金QR受付野分支店業務センター

宛先 出納員殿 上記にかかる県税を領収しましたので通知します。

（郵便局・金融機関又はCVS店舗保管）

代付会社 (納税者保管)

収入印紙不要

（納税者保管）

沖縄県 事務所長 印

電話

お問い合わせ先

上記のとおり納付してください。

個人事業税 納税通知書





(裏)

注1 地方税法第73条の2及び沖縄県税条例第61条の規定により表記のとおり不動産取得税が課されますので、納付してください。

注2 納期限までに納付されなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額(1,000円未満の端数は切り捨て、全額が2,000円未満の場合は全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した場合(以下「延滞金特別基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中において、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントとし、加算した割合(延滞金特別基準割合を除く。))が年0.1パーセント未満の割合にあるときは、年0.1パーセントの割合とする。)を乗じて計算した延滞金を加算されます。この処分に不服がある場合には、この処分があった日の翌日から起算して3月以内を經由して提出してください。

注3 この処分の取消しの訴えは、上記3の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。))処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することもできます。

注4 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。  
 (2) 処分、処分の執行又は手続きの執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

県税の納付方法  
 本納税通知書にて下記の金融機関、沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア(全国の店舗)、モバイルレジ(クレジットカード支払い、インターネットバンキング支払い)、下記の電子マネー又は県の機関で納付

- (1) 金融機関
  - 琉球銀行
  - 沖縄銀行
  - 沖縄海邦銀行
  - コザ信託銀行
  - みずほ銀行
  - 沖縄県労働金庫
  - 沖縄県農業協同組合
  - 九州信用漁業協同組合
  - 沖縄県信用組合
  - 沖縄県信用金庫
- (2) 沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局 ※納期限を過ぎるとゆうちょ銀行・郵便局では納められません。
- (3) コンビニエンスストア ※納期限を過ぎるとコンビニエンスストアでは納められません。  
 ファミリーマート、ローソン、セブン-イレブン、ポプラグループ、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデパート、コンビニエンスストア、MMK設置店
- (4) スマートフォンアプリ「モバイルレジ」によるクレジット・カード支払い又はインターネットバンキング支払い ※納期限を過ぎるとモバイルレジでは納付できません。
- (5) LINE Pay 請求書支払い、PayPay 請求書支払い、d払い 請求書支払い、J-Coin 請求書払い、au PAY (請求書支払い) ※納期限を過ぎると電子マネースマートフォンアプリでは納付できません。  
 (6) 県税事務所又は事務所県税課 ※窓口での納付又は本納付書と同封のうえ現金書留での納付に限ります。

- 〒900-0029 那覇市旭町116番地37 (南部合同庁舎3階)
  - TEL 098-867-1387
- 〒904-2165 沖縄市美原1丁目6番34号 (中部合同庁舎1階)
  - TEL 098-894-6503
- 〒905-0015 名護市大南1丁目13番11号 (北部合同庁舎1階)
  - TEL 0980-52-5138
- 〒906-0012 宮古島市平良字西里1125番地 (宮古合同庁舎1階)
  - TEL 0980-72-2553
- 〒907-0002 石垣市宇真栄里438番地の1 (八重山合同庁舎1階)
  - TEL 0980-82-3045

第86号様式の2 (不動産取得税用) (表) (用紙) 縦11.4センチメートル 横36.8センチメートル

沖縄県税 沖縄県 県税領収通知書 (OCR用)

加入者名	沖縄県会計管理	口座番号	合計金額	円
取納機番	納付番号	納付区分	納付区分	納期限
一般課税	05 不動産取得税	年度等	連番	
課税番号				

沖縄県税 沖縄県 県税納付書

加入者名	沖縄県会計管理者	口座番号	円
合計金額	納付番号	納付区分	納期限
納氏名	納付番号	納付区分	納期限
納付番号	納付番号	納付区分	納期限
証書科目	納付年度等		
課税番号			
取納通知先			
種り	円	円	円
総計			
つり			

沖縄県税 沖縄県 県税領収証書

加入者名	沖縄県会計管理者	口座番号	課税番号
合計金額	納付番号	納付区分	納期限
納氏名	納付番号	納付区分	納期限
納付番号	納付番号	納付区分	納期限
証書科目	納付年度等		
課税番号			
取納通知先			
種り	円	円	円
総計			
つり			

沖縄県税 沖縄県 県税領収証書

加入者名	沖縄県会計管理者	口座番号	課税番号
合計金額	納付番号	納付区分	納期限
納氏名	納付番号	納付区分	納期限
納付番号	納付番号	納付区分	納期限
証書科目	納付年度等		
課税番号			
取納通知先			
種り	円	円	円
総計			
つり			

課税客 取得年

土地	土地	課税標準 (千円)	税率	算出税額 (円)
家屋	家屋			
減額適用額	土地			
	家屋			
納付すべき税額				
特例控除・減額の適用内容				

上記のとおり納付してください。

お問い合わせ先

沖縄県 事務所長 印

電話

※裏面もご覧下さい。(納付場所など)

代行会社 (納税者保管)

(郵便局・金融機関又はCVS店 納付)

宛先 出納員殿 (沖縄県又はCVS本番保管)



(裏)

- 注1 地方税法第73条の2及び沖縄県税条例第61条の規定により表記のとおり不動産取得税が課されますので、納付してください。
- 注2 納期限までに納付されなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額(1,000円未満の端数は切り捨て、全額が2,000円未満の場合は全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までを、経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した場合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中において、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とし、加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。)を乗じて計算した延滞金を加算されます。
- 注3 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内(沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当所を経由して提出してください。)
- 注4 この処分取消しの訴えは、上記3の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができません。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 県税の納付方法  
 本納税通知書にて下記の金融機関、沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア(全国)の店舗、モバイルレジ(クレジットカード支払い、インターネットバンキング支払い)、下記の電子マネー又は県の機関で納付
- (1) 金融機関  
 琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、みずほ銀行、沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合、九州信用漁業協同組合連合会沖縄統括支店、鹿児島銀行、全国の地方税統一QRコード対応金融機関
  - (2) 沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局 ※納期限を過ぎるとゆうちょ銀行・郵便局では納められません。
  - (3) コンビニエンスストア ※納期限を過ぎるとコンビニエンスストアでは納められません。  
 ファミリーマート、ローソン、セブンイレブン、ポプラグループ、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ニエトアオンライン「モバイルレジ」によるクレジットカード支払い又はインターネットバンキング支払い ※納期限を過ぎるとモバイルレジでは納付できません。
  - (4) 電子マネー スマートフォンアプリによる納付  
 LINE Pay 請求書支払い、PayPay 請求書支払い、d払い 請求書払い、J-Coin 請求書払い、au PAY (請求書支払い) ※納期限を過ぎると電子マネー スマートフォンアプリでは納付できません。
  - (6) 県事務所又は事務所県税課 ※窓口での納付又は本納付書を同封のうえ現金書留での納付に限ります。
- |           |                            |                  |
|-----------|----------------------------|------------------|
| 〒900-0029 | 那覇市旭町116番地37 (南部合同庁舎3階)    | TEL 098-867-1387 |
|           | 沖縄県那覇県税事務所                 |                  |
| 〒904-2155 | 沖縄市美原1丁目6番34号 (中部合同庁舎1階)   | TEL 098-894-6503 |
|           | 沖縄県コザ県税事務所                 |                  |
| 〒905-0015 | 名護市大南1丁目13番11号 (北部合同庁舎1階)  | TEL 0980-52-5138 |
|           | 沖縄県名護県税事務所                 |                  |
| 〒906-0012 | 宮古島市平良字西里1125番地 (宮古合同庁舎1階) | TEL 0980-72-2553 |
|           | 沖縄県宮古事務所県税課                |                  |
| 〒907-0002 | 石垣市字真栄里438番地の1 (八重山合同庁舎1階) | TEL 0980-82-3045 |
|           | 沖縄県八重山事務所県税課               |                  |



(裏)

納税証明書について

納税証明書は車検を受ける際に必要になりますので、納付後に切り離して「自動車検査証」と一緒に保管してください。自動車を手渡す場合にはこの証明書も渡してください。

本証明書の「領収日付印刷欄」が無効表示されている場合は、前年度以前に未納等があるためです。速やかに右記「4」の沖縄県の機関で、納付のうえ証明書の交付申請をしてください。

無効表示は4月1日現在で付したものです。それ以後に納付された方にも表示されていますのでご了承ください。

車検用として利用される際、大切にしてください。

- 注1 納期限までに税金を納付しなかった場合、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納付しなかった場合、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その端数金額又はその全額を切り替える。又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り替える。年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合に当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1.46パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特別加算割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては、年7.3パーセントの割合に当該延滞金特別加算割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合に当該延滞金特別加算割合を加算した割合を超えない場合は、年7.3パーセントの割合とし、年7.3パーセントの割合に当該延滞金特別加算割合を加算した割合とする。)を乗じて計算した延滞金を加算されま
2. 不服申し立て  
この処分が不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができ、審査請求書(正副2通)は、なるべく当所を經由して提出してください。
3. 処分の取消しの訴え  
この処分の取消しの訴えは、上記2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決がいつたこととなった日の翌日から起算して6月以内に沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができ、ただし、次の①から④までいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができ、審査請求(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき(2) 処分、処分の執行又は手続きの履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき(4) 県税の納付方法
4. 本納税通知書に下記記載の金融機関、沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア(全国の店舗)、モバイルバンク(クレジットカード支払い、インターネットバンキング支払い)、下記の電子マネー又は県の機関で納付
- (1) 金融機関  
琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 みずほ銀行 沖縄県労働金庫 沖縄県農業協同組合、九州信用漁業協同組合連合会 沖縄銀行支店、鹿児島銀行、全国の地方税統-QRコード対応金融機関
  - (2) 沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局 ※納期限を過ぎるとゆうちょ銀行・郵便局では納められません。
  - (3) コンビニエンスストア ※納期限を過ぎるとコンビニエンスストアでは納められません。
  - (4) フアミリアー マート、ローソン、セブン-イレブン、ポプラグループ、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキアイリスストア、MMK設置店
  - (5) スマートフォンアプリ「モバイルレジ」によるクレジット決済は納付はできません。
  - (6) インターネットバンキング支払い ※納期限を過ぎるとモバイルレジでは納付できません。
  - (7) 電子マネー スマートフォンアプリによる納付  
LINE Pay 請求書支払い、PayPay 請求書支払い、d払い、請求書払い、J-Coin 請求書払い、au PAY (請求書支払い) ※納期限を過ぎると電子マネー スマートフォンアプリでは納付できません。
  - (8) 沖縄県の機関  
※以下の機関では、窓口での納付又は本納税通知書を同封の上現金書留での納付が可能です。
- 〒900-0029 那覇市旭町116番地37 (南部合同庁舎3階) T E L 098-867-1377・1066
  - 〒904-2155 沖縄県那覇市美田目6番34号 (中部合同庁舎1階) 098-894-6502
  - 〒905-0015 沖縄県中頭郡読谷町読谷1-1-1 (北部合同庁舎1階) T E L 0980-52-5138
  - 〒901-2134 名護市大南1丁目13番11号 (北部合同庁舎1階) T E L 098-879-1621
  - 〒906-0012 浦添市港川1500番地の10 沖縄県自動車税事務所 (宮古合同庁舎1階)
  - 〒907-0002 宮古市平良字西里1125番地 沖縄県宮古市事務所県税課 T E L 0980-72-2553
  - 石垣市字真実里438番地の1 (八重山合同庁舎1階) 沖縄県八重山事務所県税課 T E L 0980-82-3045



(裏)

納税証明書について

納税証明書は車検を受ける際に必要になりますので、納付後に切り離して「自動車検査証」と一緒に保管してください。

自動車を他人に譲渡する場合にはこの証明書も渡してください。

本証明書の「領収日付印欄」が無効表示されている場合は、前年度以前に未納等があるためです。速やかに右記「4」(4)沖縄県の機関」で、納付のうえ証明書の交付申請をしてください。

無効表示は4月1日現在で付したものでありますから、それ以後に納付された方にも表示されていますのでご了承ください。

車検用として利用される際にお切り離しください。

在1 納期限までに税金を納付しなかった場合

納期限までに納付されなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額(1,000円未満の端数は切り捨て、金額が2,000円未満の場合は全額を切り捨て)に年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中において、年14.6パーセントの割合にあつてはそ

の年における延滞金特例基準割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合と合し、年1パーセントの割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。)を乗じて計算した延滞金が加算されます。

不服の申し立て  
この処分に対する不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることになります。審査請求書(正副2通)は、なるべく当所を經由して提出してください。

この処分の取消しの訴え  
この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれか1つに該当する場合は、審査請求に対する裁決を継がないで処分の取消しの訴えを提起することから起算して3月を経過しても裁決がないとき。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過したとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を継がないことにつき正当な理由があるとき。

4 県税の納付方法

本納税通知書を持って下記の金融機関、沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、モバイルレジ(クレジットカード支払い、インターネットバンキング支払い)、下記の電子マネー又は県の機関で納付  
(1) 金融機関 琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コサ信用金庫、みずほ銀行、沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合、九州信用農業協同組合連合会、沖縄統括支店、鹿児島銀行、全国の地方税統一QRコード対応金融機関

(2) 沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局 ※納期限を過ぎるとゆうちょ銀行・郵便局では納められません。

(3) コンビニエンスストア ※納期限を過ぎるとコンビニエンスストアでは納められません。

(4) ファミリーマート、ローソン、セブンイレブン、ポプラグループ、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデパート、アール・MMK設置店

(5) スマートフォンアプリ「モバイルレジ」によるクレジット決済、au PAY (請求書支払い)、J-Coin(請求書支払い) ※納期限を過ぎるとモバイルレジでは納付できません。

(6) LINE Pay 請求書支払い、PayPay請求書払い、d払い、請求書払い、au PAY (請求書支払い) ※納期限を過ぎると電子マネー・スマートフォンアプリによる納付

沖縄県の機関 ※以下の機関では、窓口での納付又は本納税通知書を同封の上現金書留での納付ができます。

〒900-0029 那覇市旭町116番地37 (南部合同庁舎3階) 沖縄県那覇市役所

〒905-0015 名護市大南1丁目13番11号 (北部合同庁舎1階) 沖縄県名護市役所

〒901-2134 浦添市港川500番地10 沖縄県浦添市役所

〒906-0012 宮古島市平良字西里125番地 (宮古合同庁舎1階) 沖縄県宮古市役所



(裏)

注1 地方税法第178条及び沖縄県税条例第147条の規定により表記のとおり賦区税が課されますので、納付してください。

注2 納期限までに納付されないうときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額(1,000円未満の端数は切り捨て、全額が2,000円未満の場合は全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とし、加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。)を乗じて計算した延滞金を加算されます。注3 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当所を經由して提出してください。

注4 この処分の取消しの訴えは、上記3の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

県税の納付場所

本納税通知書を持って下記の金融機関又は沖縄県の機関で納付してください。

- (1) 金融機関 琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、みずほ銀行、沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合、九州信用漁業協同組合連合会沖縄統括支店、鹿児島銀行、全国の地方税統一QRコード対応金融機関
- (2) 沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局  
※納期限を過ぎるとゆうちょ銀行・郵便局では納められません。
- (3) 沖縄県の機関

\*以下の機関では、窓口での納付または本納税通知書を同封のうえ現金書留での納付ができます。

〒900-0029 那覇市旭町116番地37 (南部合同庁舎3階)  
沖縄県那覇県税事務所 TEL 098-867-1387

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の沖縄県税条例施行規則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

---

**告 示**

---

## 沖縄県告示第199号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県八重山農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年4月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 石垣市地内（伊野田中地区）
- 2 公共測量を実施した期間 令和4年10月24日から令和5年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

---

**公 告**

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年4月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・17号労金線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成29年3月1日から令和10年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年4月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・50号仲井真・津嘉山線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし

- 5 事業施行期間 平成22年3月24日から令和9年3月31日まで  
6 変更の内容 事業施行期間の変更
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年4月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業  
(2) 名称 3・5・25号小禄名嘉地線及び3・5・2号赤嶺名嘉地線  
2 施行者の名称 沖縄県  
3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号  
4 事業地  
(1) 収用の部分 変更なし  
(2) 使用の部分 なし  
5 事業施行期間 平成28年9月27日から令和10年3月31日まで  
6 変更の内容 事業施行期間の変更
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年4月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業  
(2) 名称 3・2・13号南風原中央線及び3・4・2号国道329号  
2 施行者の名称 沖縄県  
3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号  
4 事業地  
(1) 収用の部分 変更なし  
(2) 使用の部分 なし  
5 事業施行期間 平成12年12月12日から令和6年3月31日まで  
6 変更の内容 事業施行期間の変更
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年4月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業  
(2) 名称 3・2・13号南風原中央線  
2 施行者の名称 沖縄県  
3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号  
4 事業地  
(1) 収用の部分 変更なし  
(2) 使用の部分 なし  
5 事業施行期間 平成18年7月12日から令和6年3月31日まで  
6 変更の内容 事業施行期間の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年4月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 宮古都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・3号市場通り線、3・4・平2号東環状線及び3・4・平5号荷川取線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成23年3月22日から令和8年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年1月8日 沖縄県指令士第15号、令和4年5月11日 沖縄県指令士第421号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波饒波原183番3の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字豊見城438番地1 シティーハイムとよみ302号 喜瀬則雄、豊見城市字高安1130番地1 コーポレーションG I B O105号 喜瀬静子
- 5 検査済証番号 令和5年3月23日 第4871号
- 6 工事完了年月日 令和5年3月6日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和5年4月28日

沖縄県立図書館長 宮 城 威

- 1 調達する特定役務の種類 沖縄県立図書館業務システム構築等委託業務
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 営業年数が令和5年4月1日現在において3年以上であること。
  - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これに準ずるものの額が500万円以上であること。
  - (3) 都道府県立図書館の業務システム構築、運用及び保守に関し直近3事業年度以上の営業実績を有していること。
  - (4) 令和5年4月1日現在において、J I S Q15001に準拠したプライバシーマーク使用許諾を有する者又はI S M S認証を取得している者であること。
  - (5) 単独企業として本業務を行えない場合は、複数の企業で構成する共同企業体として参加することができる。共同企業体として一般競争入札に参加する場合には、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
    - ア 全ての構成員が、(1)及び(2)の要件を満たしていること。
    - イ いずれかの構成員が、(3)及び(4)の要件を満たしていること。
    - ウ 共同企業体の各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でない

こと。

- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあつては、登記事項証明書
    - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
    - エ 直近2か年分の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
    - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類
    - カ 都道府県立図書館の業務システム構築、運用及び保守に関し直近3事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
    - キ J I S Q15001に準拠したプライバシーマーク使用許諾を有する者又は I S M S 認証を取得している者であることを証する書類
    - ク 共同企業体として一般競争入札に参加する場合については、共同企業体を結成していることを証する協定書等の書類
  - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付又は沖縄県教育委員会ホームページからダウンロードすること。
    - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立図書館 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目20番1号 電話番号098-894-7086
  - (3) 申請書等の受付期間 令和5年4月28日（金曜日）から同年5月18日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
  - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
    - ア 言語 日本語
    - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵送により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和6年3月31日（日曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 住所又は所在地
  - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
  - (4) 使用印鑑
  - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
  - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
  - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
  - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する沖縄県立図書館業務システム構築等委託業務に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和5年4月28日

沖縄県立図書館長 宮 城 威

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県立図書館業務システム構築等委託業務 一式
- (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和11年2月28日まで
- (4) 履行場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和5年4月28日付け沖縄県公報定期第5117号掲載の沖縄特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県立図書館業務システム構築等委託業務に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 共同企業体を結成し、入札に参加する場合の入札参加の資格 各構成員は、(1)に該当するものであること、かつ、共同企業体入札参加資格確認申請書及び共同企業体協定書を令和5年5月18日（木曜日）までに3(2)の場所に提出し、共同企業体入札参加資格の確認を受けること。
- (3) 資格に関する文書入手するための手段 3(2)の場所にて配布

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 令和5年4月28日（金曜日）から同年5月18日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立図書館 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目20番1号 電話番号098-894-7086

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和5年4月28日（金曜日）から同年5月18日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年6月30日（金曜日）午前11時
- (2) 場所 沖縄県立図書館6階研修室601

6 入札保証金 見積もる契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有しこれらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和5年4月28日（金曜日）から同年5月18日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 本件入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行う。
- (2) 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、8の入札説明書に示す落札者決定基準により、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札をしたものを落札者とする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立図書館
- (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目20番1号 電話番号098-894-7086
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び伝送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 令和5年6月29日（木曜日）午後5時
- イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立図書館に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE SERVICES TO BE REQUIRED  
Construction and maintenance of the Okinawa prefectural library system 1 set
- (2) DATE FOR BIDS  
11:00 a.m. June 30, 2023
- (3) POINT OF CONTACT  
Okinawa Prefectural Library  
1-20-1 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-0021 Japan  
Telephone number 098-894-7086

## 企 業 局 事 項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和5年4月28日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 松 田 了

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 水道用ポリ塩化アルミニウム 3,600,000キログラム（予定）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企業局総務企画課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和5年2月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 昭和化学工業株式会社 代表取締役 屋嘉比康則 うるま市字昆布1455番地
- 5 落札金額 60円50銭（単価契約）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和5年1月6日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和5年4月28日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 松 田 了

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 水道用硫酸アルミニウム 2,100,000キログラム (予定)
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企業局総務企画課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和5年2月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 新沖縄浄水工業株式会社 代表取締役 宮城卓 那覇市泊2丁目7番地2
- 5 落札金額 52円80銭 (単価契約)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和5年1月6日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和5年4月28日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 松 田 了

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 水道用苛性ソーダ48パーセント 500,000キログラム (予定)
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企業局総務企画課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和5年2月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 昭和化学工業株式会社 代表取締役 屋嘉比康則 うるま市宇昆布1455番地
- 5 落札金額 99円 (単価契約)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和5年1月6日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和5年4月28日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 松 田 了

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 水道用苛性ソーダ25パーセント 800,000キログラム (予定)
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企業局総務企画課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和5年2月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ピーシー 代表取締役 比嘉克己 うるま市石川赤崎一丁目10番29号
- 5 落札金額 60円50銭 (単価契約)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和5年1月6日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和5年4月28日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 松 田 了

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 水道用次亜塩素酸ナトリウム 1,600,000キログラム (予定)
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企業局総務企画課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和5年2月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ピーシー 代表取締役 比嘉克己 うるま市石川赤崎一丁目10番29号

- 5 落札金額 61円60銭（単価契約）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和5年1月6日

## 収用委員会事項

### 沖縄県収用委員会告示第6号

使用しようとする土地 嘉手納町字東野理原350番及び381番

土地所有者 桑田真幸 グアテマラ共和国イサバル県ロス・アマテス市キリグア村バリオ・トルテックルタ・アル・アトランティコKM204

土地所有者 杉野昌三 アメリカ合衆国テキサス州サンアントニオクオーレス通り13915

土地所有者 川本妙 ブラジル連邦共和国サンパウロ州ジャカレイ市コネゴホセセント通り973番地

土地所有者 和田恵理子 アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市302イースト88 4 D

土地所有者 馬越直子 アメリカ合衆国カリフォルニア州サンホゼ市レインボードライブ7130番地ユニット9

土地所有者 稲嶺彩子 フランス共和国ヌイイー・プレザンス市ジョルジュ・ポンピドゥー通り55番地

土地所有者 堤早苗 アメリカ合衆国カリフォルニア州オークランド市モラガ街5808

土地所有者 島袋博樹 アルゼンチン共和国ブエノスアイレス自治市ベルナル地区ダルド・ロカ通り519番地

土地所有者 仲本まき アメリカ合衆国カリフォルニア州マリエータ市パセオ・デル・ソル40120

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項において適用する土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

#### 記

嘉手納飛行場その5に係る令和5年2月20日及び同年4月19日付け審理の開催についての通知書

（注意）上記書類を受領しないときは、令和5年5月19日をもってその書類の通知があったものとみなされます。

令和5年4月28日

沖縄県収用委員会

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4</p>
---	---